

防災ベッド設置についてのご案内

- ・ 設置工事の契約をする前に補助金の申請・交付決定が必要です！
- ・ 工事の完了後は、速やかに完了報告を提出してください。（提出期限：2月末まで）



『防災ベッド』とは、地震による住宅の倒壊から身を守るため、ガードフレームが付いたベッドです。

耐震化が必要な木造住宅に防災ベッド設置を検討されている方に対して、購入費用の一部を助成します。

防災ベッドを購入するときは、業者さんに直接依頼して下さい。

なお、介護ベッド用防災フレーム購入の助成制度もあります。詳細は、福祉相談課（0538-37-4919）までお問い合わせください。

市の助成制度

対 象：現在居住用で使用し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に設置する防災ベッドで知事が認めたもの

○原則として居住者1人に対し、1台まで設置可能。

※過去に耐震補強工事又は耐震シェルターの設置工事を行い、補助金の交付を受けている場合は対象外となります。

知事が認める防災ベッドの一覧（令和8年8月4日時点）

No.	名 称	会 社 名
1	防災ベッド標準型 BB-002	株式会社 ニッケン鋼業
2	介護用防災フレーム	株式会社 ニッケン鋼業
3	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業 株式会社
4	ウッドラック (WOOD-LUCK)	新光産業 株式会社
5	耐震シェルターベッド TETUNOMA(鉄の間)	日心製作株式会社

補助額：設置費用に補助率を掛けたものと限度額を比較して、いずれか少ない額

	限度額	補助率
高齢者等世帯※	50万円	5/6
その他の世帯	40万円	2/3

※高齢者等世帯：65歳以上のみの世帯又は要介護者が居住する世帯等（P8参照）

・ 防災ベッドの設置に係る基礎及び床補強工事は、補助対象となります。

補助申請に必要な様式は建築住宅課窓口、もしくは市ホームページにあります。

○交付申請 提出書類○ 各1部

1. 交付申請書
2. 収支予算書
3. 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの
(確認通知書の写し・固定資産評価証明書など)
4. ≪高齢者等世帯または複数台設置する場合≫
家族構成報告書
・高齢者等世帯であることが確認できる書類の写し(高齢者等世帯の場合)
・居住者が確認できる書類の写し(複数台設置する場合)
5. 見積書の写し
6. 市税完納証明書(市民税課 手数料 300 円、3 ヶ月以内に発行されたもの)
または同意書(様式第6号)
7. 防災ベッドを設置する部屋のわかる平面図等
8. 防災ベッド設置予定箇所の現況写真

申請書は建築住宅課へ提出してください。

内容を審査し適正と認められれば、交付決定通知書を送付します。



・防災ベッドを設置

設置工事が終わったら、完了報告書を提出してください。

○完了報告 提出書類○ 各1部

1. 完了報告書
2. 収支決算書
3. 領収書等の写し
4. 事業の完了を確認できる写真(原則、カラーで提出すること)

完了報告書が提出されると、設置工事の内容を審査します。

適正と認められれば、補助金の交付を確定し補助金をお支払いします。